

奈良市産学連携共同研究等支援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 市内中小企業等が学術機関等の持つ専門知識、知見及び設備・機器等を利用し、共同で取り組む技術研究を実施することにより、産学連携を活性化するとともに技術的課題の解決や技術の高度化・製品の高付加価値化による競争力の強化を図り、もって地域産業を振興させることを目的として、予算の範囲内で奈良市産学連携共同研究等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 学術機関等 本市と産業振興に係る連携協定を締結する奈良県内の高等教育機関、又は奈良県内の公設試験研究機関をいう。
- (2) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者及び同条第5項に定める小規模企業者をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる中小企業等（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に本社又は支店を有していること。ただし、別表第1に示す奈良市産業政策課が主催する事業の参加企業についてはこの限りではない。
- (2) 市内企業の場合は市税、市外企業の場合は法人税を滞納していないこと。
- (3) 1年以上操業を継続していること。
- (4) 奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等でないこと。役員若しくは事業所の代表者が暴力団等でないこと、又は暴力団等を支援する等暴力団等と不当な関わりを有していないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により営業の許可または届出を要する事業を営んでいないこと。
- (6) 過去3年度間のうち、2回以上補助金の交付決定を受けていないこと。
- (7) 補助金を活用して行う事業が、自社の有する技術又は製品の研究・開発であること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 共同研究事業（次のアからウのいずれかに該当するもの）

ア 契約に基づいて行う学術機関等との共同研究・開発

イ 契約に基づいて行う学術機関等への委託研究・開発

ウ 上記アからイに掲げるものの他、事業の内容から判断して市長が適当であると認めるもの

(2) 機器利用等事業

学術機関等が保有する機器の利用及び機器の利用に関する技術相談、依頼試験・依頼検査等

2 共同研究事業については、補助金交付決定通知後、当該年度内に契約が締結され、当該年度3月末日までに事業が完了するものとする。

3 機器利用等事業については、補助金の交付申請日において利用料金等が支払い済みのものとする。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。その他の注意事項は次の各号に掲げるものとする。

(1) 共同研究事業

ア 補助対象経費は、補助金交付決定日以後、当該年度内に支出されたものとする。

イ 前項の規定に関わらず、申請する共同研究事業テーマについて国又は県、大学等からこの要領と同一の趣旨の補助金等を受けた場合又は受ける予定がある場合は、補助対象経費から当該補助金等の額を控除するものとする。

ウ 一の共同研究事業テーマに係る補助金の交付は、年度内1回に限るものとする。

(2) 機器利用等事業

ア 補助対象経費は、当該年度内に支出されたものとする。

イ 同一の補助対象事業者に係る補助金の交付は、年度内1回に限るものとする。

2 市長は、予算の範囲内で補助金を交付する。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする中小企業等（以下「申請者」という。）は、共同研究事業については補助金交付申請書（共同研究事業）（別記第1－1号様式）、機器利用等事業については補助金交付申請書（機器利用等事業）（別記第1－2号様式）に、事業ごとに次に掲げる書類を添えて、共同研究事業については市長が別に定める期日までに、機器利用等事業については利用料金等の支払日から起算して1箇月を経過する日までに（3月10日以降に支払を完了したときは、当該年4月10日までに）、市長へ提出しなければならない。ただし、添付書類について、市長が必要ないと認めるときはこれを省

略することができる。

(1) 共同研究事業

- ア 事業計画書（別記第2号様式）
- イ 収支予算書（別記第3号様式）
- ウ 役員等名簿（別記第4号様式）
- エ 申請者の概要が分かるもの
- オ 法人登記履歴事項全部証明書（法人のみ）
- カ 直近3年度分の貸借対照表及び損益計算書の写し（法人のみ）もしくは直近3年分の確定申告書の写し（個人事業主のみ）
- キ 市税の納税証明書の写し（市内事業者の場合）
- ク 法人税の納税証明書（その3）又は（その3の3）の写し（市外事業者の場合）
- ケ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

(2) 機器利用等事業

- ア 事業実績報告書（機器利用等事業）（別記第5号様式）
- イ 役員等名簿（別記第4号様式）
- ウ 申請者の概要が分かるもの
- エ 法人登記履歴事項全部証明書（法人のみ）
- オ 直近1年分の確定申告書の写し（個人事業主のみ）
- カ 市税の納税証明書の写し（市内事業者の場合）
- キ 法人税の納税証明書（その3）又は（その3の3）の写し（市外事業者の場合）
- ク 機器利用等に関する学術機関等への申込書等の写し
- ケ 機器利用等に係る費用の支払いを証明する書類
- コ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 共同研究事業について、支援を公平に実施するため、補助対象事業者が実施する補助対象事業に関し、公募期間を設けて募集を行った上、審査により補助対象事業者を決定するものとする。なお、補助対象事業の公募期間、審査方法及び審査基準等は「奈良市産学連携共同研究等支援補助金募集要項」に記載するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、これに条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第8条 要領第7条の規定による通知を受けた者は、当該通知に係る補助金の交付決定の

内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に文書をもって申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかったものとみなす。

(事業計画の変更の申請等)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）が事業計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに補助事業変更・中止（廃止）承認申請書（別記第7号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が特に必要でないと認めるときは、当該書類の全部または一部を省略することができる。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 変更収支予算書（別記第8号様式）
- (3) 変更事項に関する証憑書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 第1項の申請に当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に相当する額を減額して申請しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者が事業を完了したときは、速やかに、当該事業の完了の日から起算して1箇月を経過する日までに（3月10日以降に当該事業を完了したときは、当該年4月10日までに）、事業実績報告書（共同研究事業）（別記第9号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、機器利用等事業については、これを省略する。

- (1) 事業収支決算書（別記第10号様式）
- (2) 契約金等の支払いを証明する書類

(補助金等の額の確定)

第11条 市長は、前条の報告を受けた場合において、当該報告に係る書類等を審査し、及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第11号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、機器利用等事業については、これを省略する。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の規定による審査又は現地調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 要領第10条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の交付)

第13条 要領第11条の規定による通知を受領した補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（別記第12号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、機器利用等事業については、要領第7条の規定による通知を受領後に市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるとき、又は補助金の交付決定後、天災地変その他の理由により事情の変更が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) 前3号に掲げたもののほか、本要領又は他の法令に違反したとき

(補助金の返還)

第15条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（別記第13号様式）により期限を定めて、その返還を命じることができる。

(補助事業者の会計処理)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保管しておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち、次

の各号に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に定める耐用年数を経過した財産を処分する場合は、この限りでない。

（1）不動産及びその従物

（2）機械及び重要な器具で市長が定めるもの

（3）その他市長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（別記第14号様式）を備え、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

3 補助事業者は、財産処分制限期間が経過する前に、取得財産等について、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供する処分その他の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（別記第15号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があったときは、交付した補助金の全部若しくは一部を市に返還させる条件又はその他必要な条件を付して承認することができる。

（補助対象事業の検査等）

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他）

第19条 この要領の施行に関し必要な事項は、奈良市事務専決規程（平成14年奈良市訓令甲第1号）の規定により、当該補助金に係る支出負担行為の決定を専決処理することができる者が定める。

附則

（施行期日等）

この要領は、令和5年7月26日から施行する。

附 則（令和7年4月15日改正）

この要領は、令和7年4月15日から施行する。

別表第1（第3条関係）

	事業名	事業概要	参加の定義
1	ならわい	奈良県外在住の方を対象に、地元受入先企業の新規事業開発に取り組むことで、奈良で働く・暮らすことに対する不安を払拭し、将来の移住や起業への機会を創出することを目的とする事業。	・本プログラムを受講したことがある。 ・本プログラムにおける地元受入先企業。
2	NARA STAR PROJECT	選抜された起業家に対し、成長を加速させるプログラムを提供すると共に継続的且つ次世代の経営者へと引き継いでいくベンチャーエコシステムを奈良市に定着させるプログラム。	本プログラムを受講したことがある。
3	奈良市デザイン経営フロンランナー企業育成プログラム	経営革新に向けて、アイデンティティ型デザイン経営の専門家が伴走支援し、VUCAの時代を生き抜く「フロンランナー企業」を育成するプログラム。	本プログラムを受講したことがある。
4	Nara Crafts' Cross Project	「次代の工芸作家のフロンランナーを創出する」をコンセプトに、昨今の変化の激しい時代の中でも自分自身のビジョンや戦略を見据え、工芸活動を営む方々に対し、経営力向上支援、伴走型支援、販路拡大支援を行うプロジェクト。	本プログラムを受講したことがある。 ※公開講座の受講のみの場合は対象外
5	海外販路拡大支援事業	意欲ある市内事業者等の海外への販路拡大の気運を高めるため、海外でのテストマーケティング及び商談会を実施することにより、市内事業者等の商品のブラッシュアップを図り、今後の販路開拓・拡大などの展開に繋げる	本プログラムに参加したことがある。

別表第 2（第 5 条関係）

	補助対象経費	補助率	補助上限額・下限額
共同研究事業	学術機関等に支払う経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）	3 分の 2	上限額 1 0 0 万円 下限額 3 0 万円 （1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）
機器利用等事業			上限額 1 0 万円 下限額 3 万円 （1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる）

別記第 1－1 号様式（第 6 条関係）

補助金交付申請書（共同研究事業）

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

奈良市産学連携共同研究等支援補助金交付要領（以下「要領」という。）第 6 条の規定により、次のとおり申請します。また、要領第 3 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当しないことを確認するため、奈良市が関係機関に照会する場合があることに同意します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容			
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額		円	
交 付 申 請 金 額		円	
補助事業の完了予定年月日		年 月 日	
補助対象事業者の要件確認		☐ 要領第 3 条の各号のいずれにも該当する中小企業である。	
添 付 書 類		1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他	
※ 主 務 課 長 の 意 見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

別記第 1－2 号様式（第 6 条関係）

補助金交付申請書（機器利用等事業）

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

要領第 6 条の規定により、次のとおり申請します。また、要領第 3 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当しないことを確認するため、奈良市が関係機関に照会する場合があることに同意します。

補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容			
補 助 事 業 の 経 費 所 要 額		円	
交 付 申 請 金 額		円	
補助対象事業者の要件確認		☐ 要領第 3 条の各号のいずれにも該当する中小企業である。	
添 付 書 類		1 事業実績報告書 2 その他	
※ 主 務 課 長 の 意 見			

注 ※印の欄は記入しないこと。

別記第2号様式（第6条、第9条関係）

事業計画書

1 申請者

名 称			
代 表 者 氏 名			
本 社 所 在 地	〒		
支 店 所 在 地 （本社所在地が奈良市外の場合）	〒 ※奈良市内に存する支店のみ記載すること。		
担当者所属・氏名			
電 話 番 号			
E - m a i l			
業 種		常勤雇用者数	人
学 術 機 関 と の 連 携 実 績	あ り ・ な し		

2 共同研究内容※学術機関との共同研究等の内容を説明してください。

共同研究等の題目 （テーマ）			
補 助 対 象 事 業	共同研究 ・ 委託研究		
実 施 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 ※交付決定通知日以後の契約に基づく事業が補助対象です		
連携先学術機関等 の 内 容	学術機関等の名称		
	学部・学科名		
	研究担当者名		
（1）研究の概要 ・ 目指す目標	※共同研究等の中で目指す内容を具体的に説明してください。		

(2) 目標達成によって期待される効果	※(1)の目標を実現することで期待される効果を説明してください (奈良市内への経済効果やその他の波及効果など)
(3) 現状分析・目標達成に向けた課題や問題点	※現状から(2)を実現するにあたり、どのような課題等を認識しているのか説明してください
(4) 課題解決に向けた学術機関との連携方法	※(3)の課題を解決し、(1)の目標を実現するためになぜ学術機関との共同研究等が必要なのか、どのような形での連携を想定しているのか説明してください
(5) 学術機関との連携体制	※共同研究等を実施する体制について説明してください(図・表を推奨)
(6) スケジュール	※共同研究等の実施期間内のスケジュールについて説明してください
(7) 特記事項等	※産業政策課が主催する事業の参加企業の場合は、事業名及び参加時期を説明してください

3. 事業化計画 ※共同研究等以後、事業化に向けた計画の内容を具体的に説明してください。

(1) 事業化を行う製品やサービスの概要	※共同研究等を経て事業化を行う内容について説明してください
----------------------	-------------------------------

(2) 市場ニーズ・競合先	※事業の市場ニーズや競合について説明してください
(3) 優位性	※(2)の競合と比較し、事業化した製品等がどのような優位性を持つのか、その優位性を維持するためどのような取組を行うのか説明してください
(4) 課題・リスク	※事業化にあたって想定している課題やリスクについて説明してください
(5) スケジュール	※事業化にあたってのスケジュールについて説明してください
(6) 事業化によって期待される効果	※事業化のメリット及び地域経済にもたらす影響について説明してください。

収支予算書

1 収 入 (単位：円)

区 分	予算額（税抜）	積算根拠
補助金		
自己資金		
借入金		
その他（ ）		
合 計		

2 支 出 (単位：円)

区分	予算額（税抜）	積算根拠
学術機関等に支払う経費		
その他		
合 計		

※必要に応じて行を追加すること。

3 学術機関等に支払う経費の明細

経費 区分	種別	A	B	$B \times 2 / 3$	積算基礎 (税抜)
		補助事業に 要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助金交付額 (税抜)	
機械 装置費	機械装置費				
	減価償却費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連経費				
	委託費				
	その他諸経費				
小計③					
小計④(小計①+②+③)					
その他	一般管理費				

別記第4号様式（第6条関係）

役員等名簿

事業者名称			
本社所在地			
役職名等	ふりがな 氏名	生年月日	住所
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

備考

- 1 役員等（役員及び役員と同様の責任を有する代表者、理事等）の氏名及びふりがな、生年月日並びに住所を正確に記入してください。
- 2 氏名及びふりがな、生年月日並びに住所の情報を要領第3条第4号の規定に該当するか否かの確認のため関係機関に照会することがあります。
- 3 この名簿は2に掲げる確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

事業実績報告書（機器利用等事業）

年 月 日

1 申請者

名 称			
代表者氏名			
本社所在地	〒		
支店所在地 （本社所在地が奈良市外の場合）	〒 ※奈良市内に存する支店のみ記載すること。		
担当者所属・氏名			
電話番号			
E-mail			
業 種		常勤雇用者数	人

2 機器利用等内容

補助事業	機器利用 機器利用に関する技術相談 依頼試験・依頼検査			
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
連携先学術機関等の 内容	学術機関等の名称			
	学部・学科名			
	研究担当者名			
利用日	試験項目等	単位	単価	計（税抜）
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
利用金額合計（補助対象経費 A）				円
交付申請額（A×2/3 ※1,000 円未満切捨）				円

別記第 6 号様式（第 7 条関係）

補助金交付決定通知書

奈良市指令 第 号

申請者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

年 月 日付けで申請のあつた補助金の交付については、次のとおり決定したので要領第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

奈良市長 氏 名

補 助 年 度	年 度	補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容			
補 助 対 象 金 額 （ 補 助 率 ）		円 （ ）	
交 付 決 定 金 額		円	
交 付 予 定 年 月 日		年 月 日（予定）	
交 付 条 件		1 補助事業の内容、経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けること。	

注 この交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受領した日から起算して 15 日以内に文書で申請の取下げをすることができます。

別記第 7 号様式（第 9 条関係）

補助事業変更・中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

申請者

住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

要領第 9 条の規定により、次のとおり申請します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	
補 助 事 業 の 変 更 の 内 容			
変更又は中止 （廃止）の理由			
変更又は中止（廃止）の年月日		年 月 日（予定）	
添 付 書 類			

別記第 8 号様式（第 9 条関係）

変更収支予算書

1 収入

（単位：円）※税抜

区 分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	積算根拠
補助金				
自己資金				
借入金				
そ の 他 （ ）				
合 計				

2 支出

（単位：円）※税抜

区分	変更前予算額	変更後予算額	増減額	積算根拠（変更後）
学術機関等に 支払う経費				
その他				
合 計				

※必要に応じて行を追加すること。

3 学術機関等に支払う経費の明細（変更後）

経費 区分	種別	A	B	$B \times 2 / 3$	積算基礎 (税抜)
		補助事業に 要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助金交付額 (税抜)	
機械 装置費	機械装置費				
	減価償却費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連経費				
	委託費				
	その他諸経費				
小計③					
小計④(小計①+②+③)					
その他	一般管理費				

別記第9号様式（第10条関係）

事業実績報告書（共同研究事業）

年 月 日

1 申請者

名 称			
代表者氏名			
本社所在地	〒		
支店所在地 （本社所在地が奈良市外の場合）	〒 ※奈良市内に存する支店のみ記載すること。		
担当者所属・氏名			
電話番号			
E-mail			
業 種		常勤雇用者数	人

2 共同研究内容

共同研究等の題目 （テーマ）			
補助事業	共同研究 委託研究		
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
連携先学術機関等 の内容	学術機関等の名称		
	学部・学科名		
	研究担当者名		
（1）事業内容の 実績、成果及び効 果	※共同研究等で得られた成果について具体的に説明してください		

(2) 事業化に向けた課題	※共同研究等から事業化に繋げるための課題について説明してください
(3) 事業化に向けたスケジュール	※共同研究等を経て得られた成果や課題から、事業化に向けた今後のスケジュールについて説明してください

別記第10号様式（第10条関係）

事業収支決算書

1 収 入

（単位：円）

区 分	決算額（税抜）	積算根拠
補助金		
自己資金		
その他（ ）		
合 計		

2 支 出

（単位：円）

区分	決算額（税抜）	積算根拠
学術機関等に支払う経費		
その他		
合 計		

※必要に応じて行を追加すること。

3 学術機関等に支払った経費の明細

経費 区分	種別	A	B	$B \times 2 / 3$	積算基礎 (税抜)
		補助事業に 要する経費 (税抜)	補助対象経費 (税抜)	補助金交付額 (税抜)	
機械 装置費	機械装置費				
	減価償却費				
小計①					
労務費	直接人件費				
小計②					
事業費	謝金				
	旅費				
	原材料費				
	外注費				
	特許等関連経費				
	委託費				
	その他諸経費				
小計③					
小計④(小計①+②+③)					
その他	一般管理費				

別記第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

奈良市長 氏 名

年 月 日付けで実績報告のあつた補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、要領第 1 1 条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称	
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額			円
補助事業の経費精算額（補助対象金額）			円
補 助 率			
補 助 金 の 交 付 確 定 金 額			円

別記第 1 2 号様式（第 1 3 条関係）

補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）奈良市長

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

要領第 1 3 条第 1 項の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号
補 助 年 度	年度	補助金の名称	
補 助 事 業 の 名 称			
補助金の交付決定金額	円		
補助金の交付確定金額	円		
補助金の既交付金額及び 交付年月日			
交 付 請 求 金 額	円		
未 交 付 金 額	円		
添 付 書 類			

別記第 1 3 号様式（第 1 5 条関係）

補助金返還命令書

奈良市達 第 号

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

要領第 1 5 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

年 月 日

奈良市長 氏 名

返 還 金 額				円
返 還 期 限	年 月 日まで			
返 還 理 由				
返 還 方 法				
指 令 年 月 日	年 月 日	指 令 番 号	奈良市指令 第 号	
補 助 年 度	年度	補 助 金 の 名 称		
補助金の交付決定金額				円
補助金の既交付金額及び 交付年月日				
補助金の交付確定金額				円

別記第14号様式（第17条関係）

取得財產等管理台帳

財産名	規格	数量	単価 (税抜)	金額 (税抜)	取得年 月日	耐用年 数	保管場 所	補助率
			円	円				

別記第 1 5 号様式（第 1 7 条関係）

財産処分承認申請書

年 月 日

（宛先）奈良市長

補助事業者
住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名

奈良市産学連携共同研究等支援補助金交付要領第 1 7 条の規定により、次のとおり財産
処分の承認を申請します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	奈良市指令 第 号
処分の方法	該当する項目を○で囲んで下さい。 売却・譲渡・交換・貸与・担保・廃棄 その他（ ）		
処分の時期	年 月 日から （ 年 月 まで）		
処分の理由			
添付資料			